

# 石川県公報

平成 24 年 3 月 31 日 (土曜日)

号 外

(第 31 号)

## 目 次

条 例  
石川県税条例の一部を改正する条例 (税 務 課) 1

## 条 例

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第三十号

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例 (昭和二十九年石川県条例第二十三号) の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二第二項から第八項までを削る。

附則中第十二条の二の三を削り、第十二条の二の二を第十二条の二の三とし、第十二条の二の次に次の一条を加える。

(エコカー減税に係る自動車取得税の税率の特例)

第十二条の二の二 次に掲げる自動車で初めて新規登録等 (道路運送車両法第七条の規定による登録又は同法第五十九条の規定による検査 (検査対象自動車に係るものに限る。)) をいう。以下この条において同じ。) を受けるものの取得 (法附則第十二条の二の五第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十七年三月三十一日までにに行われたときに限り、第百十三条及び前条の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第百十三条又は前条に定める率に四分の一を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車 (ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、プラグインハイブリッド車 (法附則第十二条の二の二第二項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。以下この条において同じ。)) に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

イ 乗用車又は車両総重量 (道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。) が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準 (法附則第十二条の二の二第二項第四号イ(1)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。) に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率 (法附則第十二条の二の二第二項第四号イ(3)に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。) が平成二十七年基準エネルギー消費効率 (同号イ(3)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。) に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、プラグインハイブリット車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準（法附則第十二条の二の二第二項第五号イに規定する平成二十一年軽油軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準（法附則第十二条の二の二第二項第五号ハ(1)に規定する平成二十一年軽油重量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第十二条の二の五第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十三条及び前条の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第百十三条又は前条に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

3 第一項(第一号イに係る部分に限る。)及び前項(第一号イに係る部分に限る。)の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率(法附則第十二条の二第三項に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率をいう。)を算定する方法として省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第一項第一号イ③中「平成二十七年基準エネルギー消費効率(同号イ③に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)」に百分の百十」とあるのは「第三項に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、前項第一号イ③中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「次項に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百

分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附則第十二条の四第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項の表第三号を削り、同表第四号中「電気通信設備の電源の用途」を「電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備（第五号において「電気通信設備」という。）の電源の用途（通常の電力の供給が断たれた場合その他省令附則第四条の七第一項に規定する場合の用途に限る。第五号において同じ。）」に改め、同号を同表第三号とし、同表第五号を削り、同表第六号中「附則第四条の七第五項」を「附則第四条の七第二項」に改め、同号を同表第四号とし、同表中第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同表第九号中「附則第四条の七第六項」を「附則第四条の七第三項」に、「同条第七項」を「同条第四項」に改め、同号を同表第七号とし、同表中第十号を第八号とし、第十一号を削り、第十二号を第九号とし、第十三号を第十号とし、第十四号を削り、第十五号を第十一号とし、第十六号を第十二号とし、第十七号を第十三号とし、同表第十八号中「附則第四条の七第八項」を「附則第四条の七第五項」に改め、同号を同表第十四号とし、同表中第十九号を第十五号とし、第二十号から第二十二号までを四号ずつ繰り上げ、同表第二十三号中「附則第四条の七第九項」を「附則第四条の七第六項」に、「附則第四条の七第十項」を「附則第四条の七第七項」に改め、同号を同表第十九号とし、同表第二十四号を同表第二十号とし、同表第二十五号中「附則第四条の七第十一項」を「附則第四条の七第八項」に改め、同号を同表第二十一号とし、同表第二十六号中「附則第四条の七第十二項」を「附則第四条の七第九項」に改め、同号を同表第二十二号とし、同表第二十七号中「附則第四条の七第十三項」を「附則第四条の七第十項」に改め、同号を同表第二十三号とし、同表中第二十八号を削り、第二十九号を第二十四号とし、第三十号を削り、同条第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「第九号」を「第七号」に改める。

附則第十三条第一項中「電気を動力源とする自動車で省令附則第五条第一項に規定するもの」を「法附則第十二条の三第一項に規定する電気自動車」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第五条第二項に規定するもの」を「法附則第十二条の三第一項に規定する天然ガス自動車」に、「附則第五条第三項に規定するもの及びメタノール」を「で定めるもの、メタノール」に、「同条第四項に規定する」を「省令で定める」に、「同条第三項に規定するもの」を「省令で定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド車（法附則第十二条の三第一項に規定する電力併用自動車をいう。）」に改め、同項第一号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

附則第十四条第一項第二号から第四号までを次のように改める。

## 二 次に掲げる天然ガス自動車

イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、平成十七年天然ガス軽量車基準（法附則第十二条の三第三項第一号イに規定する平成十七年天然ガス軽量車基準をいう。以下この号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので省令で定めるもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、平成十七年天然ガス重量車基準（法附則第十二条の三第三項第二号ロに規定する平成十七年天然ガス重量車基準をいう。以下この号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので省令で定めるもの

三 プラグインハイブリッド車（法附則第十二条の三第三項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。次項において同じ。）

四 エネルギー消費効率（法附則第十二条の三第三項第四号に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が平成二十二年度基準エネルギー消費効率（同号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率をいう。第四項において同じ。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度（同号に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度をいう。次項及び第三項において同じ。）の四分の一を超えないもので省令で定めるもの

附則第十四条第二項中「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「平成二十一年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十一年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

一 天然ガス自動車のうち、平成二十一年天然ガス車基準（法附則第十二条の三第四項第二号に規定する平成二十一年天然ガス車基準をいう。以下この号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので省令で定めるもの

三 プラグインハイブリッド車

附則第十四条第二項に次の一号を加える。

四 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率（法附則第十二条の三第四項第四号に規定する平成二十七年度基準エネルギー消費効率をいう。次項及び第四項において同じ。）に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令で定めるもの

附則第十四条第三項中「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」に、「附則第五条の第十四項各号の要件に該当する自動車」を「で定めるもの」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十五年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十二年分」を「平成二十六年分」に改め、同条第四項中「前三項」を「第一項、第二項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第三項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同条中同項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項（第四号に係る部分に限る。）及び前項の規定は、平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率を算定する方法として省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第二項第四号中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率（法附則第十二条の三第四項第四号に規定する平成二十七年度基準エネルギー消費効率をいう。次項及び第四項において同じ。）に百分の百十」とあるのは「前項第四号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、前項中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「第一項第四号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（自動車取得税に関する経過措置）

2 改正後の附則第十二条の二の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

3 改正後の附則第十二条の四の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

4 改正後の附則第十三条及び第十四条の規定は、平成二十四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

